

全国一斉

「子どもの人権110番」

強化週間

学校における「いじめ」・家庭内における「児童虐待」等依然として数多く発生しています。

子どもをめぐる様々な人権問題の解決のために、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します。

期間 6月28日（月）から7月4日（日）までの7日間
時間 平日：午前8時30分から午後7時まで
土日：午前10時から午後5時まで

「子どもの人権110番」専用相談電話

☎ 0120-007-110

相談担当者 人権擁護委員・法務局職員
相談内容 いじめ、暴力、虐待、体罰等
子どもをめぐる様々な人権問題

※相談内容についての秘密は厳守します。

なお、熊本地方法務局では、月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで、常時、同じ専用電話で相談に応じています。

あなたは大丈夫？キャンペーン ～貸金業法が大きく変わります！～

6月18日から借入れのルールが大きく変わります。

貸金業法の主な改正内容は次のとおりです。

- ①借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入れができなくなります。
- ②借入れの際、基本的に、年収を証明する書類が必要となります。
- ③専業主婦（主夫）の方は、配偶者の年収を証明する書類、配偶者の同意書、配偶者との婚姻関係を証明する市町村長の証明書（住民票等）などが必要です。
- ④借入れの上限金利が、借入金額に応じて15～20%となります。

借入れや返済のお悩みは、

九州財務局多重債務相談窓口（☎096-351-0150）

又は、熊本消費生活センター（☎096-383-0999）

法律等のお問い合わせは、

九州財務局金融監督第三課（☎096-353-6351）

又は熊本県食の安全・消費生活課

（☎096-333-2309）までお電話ください。

労働保険年度更新についてのお知らせ

～平成22年度の労働保険年度更新手続きは7月12日まで～

熊本労働局では、年度更新に必要な書類を6月1日までに事業主の皆さまへ送付することにしております。今年度の申告・納付の期間は7月12日までとなっております。熊本労働局労働保険徴収室又は最寄りの労働基準監督署、もしくは日本銀行歳入代理店の金融機関か郵便局で申告・納付してください。

なお、6月21日から7月12日にかけて県内各地で集合受付会を開催しますので、「労働保険概算・確定保険料申告書」を作成のうえ、集合受付会場にて申告することもできます。

年度更新手続きを怠りますと、「国」で保険料を決定するほか、追徴金が課せられることがありますので、必ず期限内に申告・納付されたいと思います。

また、労働保険（労災保険・雇用保険の総称）は、農林水産業の一部を除いて、一人でも労働者を雇用している場合は、必ず加入しなければなりません。

労働者を雇用している事業主の皆さまで、まだ労働保険の加入手続きを済まされていない場合は、ハローワーク阿蘇（☎22-8609）にご相談のうえ、速やかに加入されますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

熊本労働局総務部 労働保険徴収室
☎096-211-1702

